

利用者受入れ方針

当社は、犯罪収益の移転を未然に防止するため、利用者が犯罪収益移転防止法に定める取引時確認を必要とするサービスの提供にあたっては、利用者がサービスの利用を開始する際に、犯罪収益移転防止法などの法令に基づいた、利用者の属性情報の確認、及び当社が作成する特定事業者作成書面の内容を踏まえ、以下の取引の種類に応じて取引時確認を実施します。

なお、利用者が取引時確認に応じない場合には、取引時確認に応じるまで当該サービスの利用を謝絶します。また、利用者の取引が犯罪収益の移転の危険性が高いものとして「疑わしい取引の届出」に該当する取引事例と判断した場合には、速やかに 監督官庁に「疑わしい取引の届出」を行うとともに、継続的なモニタリングの実施や取引謝絶などの措置を実施します。

(1) 通常取引

当社は、犯収法の規定にかかわらず、当社が提供するサービスのうち、本人確認を行ったうえで、為替取引を継続的にまたは反復して取引を行うことを含む内容とするサービス利用の契約について、通常取引時確認の対象取引として取り扱います。

(2) 特別の注意を要する取引

当社は、次に掲げる取引について、特別の注意を要する取引として、通常取引時確認に加え、特別な注意を払った管理を行います。

- ① マネー・ローンダリングの疑いがあると認められる取引
- ② 同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引

(3) ハイリスク取引

当社は、次に掲げる取引について、ハイリスク取引として、特別な注意を払った管理に加え、厳格な管理を行います。

- ① 取引時確認において、なりすましている疑いがある利用者の取引
- ② 取引時確認において、本人特定事項を偽っていた疑いがある利用者の取引
- ③ マネー・ローンダリング対策が不十分であると認められる特定国等に居住している顧客等との取引
- ④ 外国 PEPs(外国の元首及び外国政府等において重要な地位を占める者等)に該当する顧客等との特定取引

以 上